

重点的な取組、共通的な取組

令和2年度の調達改善計画							令和2年度上半期自己評価結果										
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標 (原則、定量的に記載)		難易度	取組の開始年度	実施した取組内容	進捗度	取組の効果(どのようなことをして、どうなったか)		実施時期	実施において明らかとなった課題等	今後の計画に反映する際のポイント
							目標達成予定時期						定量的	定性的			
○	○		他者序等において、当庁が発注する案件と類似する入札案件を調査し、受注能力などを把握した上で、積極的に事業者へ入札案内を実施する。	競争性の向上 透明性・公正性の確保	A	H28	前年度、一者応札案件については、入札公告前より、受注能力がある事業者を調査し、前年度からの改善を図る。入札公告後5開庁日経過時点において、入札説明書を受領する事業者が1者の場合、事業者への入札案内を積極的にを行う。	継続	A	H28	前年度、一者応札案件については、入札公告前より、受注能力がある事業者を調査し、前年度からの改善を図る。入札公告後5開庁日経過時点において、入札説明書を受領する事業者が1者の場合、事業者への入札案内を積極的にを行う。	A	本取組を実施した結果、前年度一者応札であった調達案件(7件)が複数応札に改善した。	入札案内を積極的にを行い、応札意欲がある事業者へアプローチし続けること、調達案件の知名度の向上や参加者が拡充しない要因の改善に向けたプロセスの一つとなった。	R2	一者応札の案件が、改善できていない案件もあることから、現状の取組は継続しつつも、本取組とは異なる視点からのアプローチも必要であると考えている。	一定の改善が見受けられたことから、更なる改善に向けて継続的に取組む。
	○	一者応札の改善に向けた取組	公告日から入札参加書類の提出日までの期間を開庁日12日間以上とする。	競争性の向上 透明性・公正性の確保 経済性の向上 事業者への配慮	B	H25	当庁における、一般競争入札案件の全てにおいて適用する。	継続	B	H25	一般競争入札案件に関して、入札公告を開庁日12日間以上公告する。	A		各調達において準備期間を設けられるため、入札説明書を受領する事業者が少ない場合、積極的に入札案内を行うなど改善に向けた取組みに努めることが可能であった。	R2		事業者側の準備期間をある程度設けることで、応札者の拡充になると考え、継続的に取組む。
○			一者応札が継続している案件について、要因を分析するとともに、競争入札方式又は公募に移行することを検討し、一者応札の改善に努める。	透明性・公正性の確保 品質の確保・向上 業務の効率化	A	R2	一者応札が継続している案件について、受注可能な事業者が1者であると想定される場合において、調達内容を精査した上で、公募を実施し、随意契約に移行する。	R3年3月まで	A	R2	一者応札が継続している案件について、受注可能な事業者が1者であると想定される案件の仕様内容の精査を行う。	B	—	一者応札が継続する要因を検証する中で、改めて、当庁が求める仕様内容を見直しとなった。	R2	入札方式を移行するための、精査に時間を要する。	一者応札が継続する案件について、引き続き、本取組を実施したい。
○			指名競争入札を実施するにあたり、指名事業者の現状を把握し、入札に応じるか事前に調査を実施する。	競争性の向上 透明性・公正性の確保 経済性の向上 品質の確保・向上	A	H31	当庁における、指名競争入札案件の全てにおいて適用する。	R3年3月まで	A	H31	当庁における、指名競争入札案件の全てにおいて適用する。	A	指名競争入札方式にて入札した全ての案件(29件)に適用した。この取組により辞退事業者の抑制が見受けられた。	—	R2	指名事業者の選定後に、事業者側の受注意欲も変化することから辞退者の抑制には限りがある。	一定の改善が見受けられたことから、更なる改善に向けて継続的に取組む。
○			指名競争入札を実施するにあたり、個別案件ごとにおいて指名基準を検証するなど、事業者への受注機会の特を拡充させる。	競争性の向上 事業者への配慮	A	H31	新たな指名事業者の拡充及び指名基準見直しから入札方式の変更などに努める。	R3年3月まで	A	H31	新たな指名事業者の拡充及び指名基準見直しから入札方式の変更などを精査する。	A	—	指名競争入札における指名基準等を精査しながら調達を実施したが、現在のところ変更に至った案件はなかった。	R2	指名競争入札の指名基準は「当庁の受注実績」を重視しているため、新たな指名事業者の拡充には、相応の時間を要すると考える。	引き続き、本事項に取組み改善に向けて取組む。
○		調達改善に向けた審査・管理の充実	一者応札となった案件について、個別案件の要因について一覧表を作成し、対応策の検討につなげる。	競争性の向上 透明性・公正性の確保 品質の確保・向上	A	R2	一者応札案件について、事業者へのヒアリングを始め調査の実施や調達案件の特殊性などを調査した上で、要因分析を行い、一覧表を作成し、庁内において共有し対策に向けた対応に努める。	R3年3月まで	A	R2	一者応札案件について、応札不参加の要因を事業者にヒアリングし、一覧表として取り纏め、対応策を検討する。	B	—	一者応札であった案件(12件)の全てにおいて、入札説明書を受領する事業者及び応札実績のある事業者へのヒアリングを行った。	R2	事業者から不参加の理由が「受注意欲が不十分であった」とのことが多かったことから、積極的な入札案内を行うことが必要と考える。	引き続き、要因分析を行い、一者応札の改善に向けて取組む。
○		電力調達、ガス調達の改善	業務に支障がないよう安定した電力及びガス供給を前提として、地方支分部局等において、それぞれの特性を考慮した上で、競争に付すことができるものは移行する。	競争性の向上 透明性・公正性の確保 業務の効率化	A	R2	現状を踏まえ、競争性のある契約に移行可能な案件については、移行する。	R3年3月まで	A	R2	一括して調達が可能であるか、担当部局と連携し、検証する。	B	—	管轄施設内の光熱水料において、公共工事請負事業者等が私用利用する箇所が多く、私用利用がないところは、供給量の少ない案件が多かった。	R2	事業者の供給量が少ない案件を一つに絞っても純利益が乏しいと判断される場合には、入札に参加する事業者は、少ないと考える。	競争性に付する調達案件となり得る事業であるか、引き続き検討していくこととする。

別紙2

その他の取組

具体的な取組内容	新規 継続 区分	特に効果があった と判断した取組	取組の効果 (どのようなことをして、どうなったか)	
			定量的	定性的
当庁における発注予定情報を当庁ホームページに掲載し、四半期ごとに掲載内容を更新し、事業者への積極的な案内に努める。	継続		前年度一者応札であった調達案件(7件)が複数応札に改善した。	積極的な入札案内を行ったことで、一者応札が改善されたと考える。
オープンカウンター方式の導入へ向けた取組	継続		—	継続的に取組みを行った結果、第三・四半期において、オープンカウンター方式による調達を実施する。
クレジットカード決済の拡充 (光熱水料にかかる支払いについて、カード決済を用いて対応できるか検証)	継続		—	光熱水料に係るクレジットカード決済の拡充に向けて、カード会社と調整し、継続的に検証する。

外部有識者からの意見聴取の実施状況
 (対象期間：令和2年4月1日～令和2年9月30日)

外部有識者の氏名・役職【大森政輔 宮内庁契約監視委員会委員長】 意見聴取【11月11日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
宮内庁調達改善計画の取組内容、取組の効果、課題等、今後の計画に反映する際のポイントについて	経済性の追求を重要視するのではなく、品質及び安全性等を確保した調達仕様についても考える必要がある。	適正な予定価格の策定及び求める仕様要件などを検証し、より公平性のある調達になるように取組む。
	指名事業者の事前辞退者が減少したことが、必ずしも競争性のある入札になったと安易に考えるのではなく、別視点からの検証もすべきと考える。	指名競争入札方式における「予定価格」の適正性や「落札率」等を検証し、改善に向けて取組む。